

岩手県営建設工事請負契約書例文の一部改正の概要

1 改正の趣旨

本年4月施行予定の改正民法等を受けて、**公共工事標準請負契約約款**（以下「約款」という。）の**改正内容**が示されたことから、約款に準じた取扱いとしている**岩手県営建設工事請負契約書例文**（以下「契約書例文」という。）の改正を行うもの。

2 今回改正する契約書例文

- (1) 契約書例文別記
- (2) 仲裁合意書
- (3) 契約の保証に関する特則

3 契約書例文の主な改正内容（詳細は新旧対照表のとおり）

主な改正内容	内容	該当条項
① 契約保証対象の見直し	契約保証金の納付に代わる 履行保証保険契約等については、契約の解除が破産管財人や再生債務者等の場合も保証対象にする。	(第4条) (契約保証特則第1条)
② 瑕疵担保責任の見直し	ア 「 瑕疵 」を「種類又は品質に関して契約の内容に適合していないもの（以下「 契約不適合 」という。）」に 表現見直し 。 イ 発注者の権利として、「履行の追完請求権」と「代金の減額請求権」を規定	(第41条)
③ 契約解除権に関する見直し	(発注者、受注者共通) ア 解除事由を「催告解除」と「無催告解除」に分けて規定 。 イ 催告解除については、債務不履行の内容が軽微の場合は契約解除できない 。 ウ 解除事由に該当しても、自身の責めに帰すべき事由がある場合は契約解除できない。	(第43、44、44の2、45、46、47及び48条)
④ 損害賠償請求権に関する見直し	次の請求事由を規定に追加 ア (発注者、受注者共通) 「債務の本旨に沿った履行をしないとき又は債務履行が不能であるとき」 イ (発注者のみ) 「工事目的物に契約不適合があるとき」、「工事目的物の完成後に契約解除されたとき」	(第50及び51条)
⑤ 契約不適合責任の担保期間に関する見直し	ア 発注者は 工事目的物の引渡しを受けた日から2年以内 でなければ、 契約不適合を理由とした「履行の追完請求」、「損害賠償請求」、「代金の減額請求」又は「契約解除」ができない 。 イ 設備機器本体等の契約不適合については、発注者が検査して直ちにその履行の追完請求をしなければ受注者は責任を負わない 。ただし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては、引渡しから1年を経過する日まで請求可能。 ウ 上記ア、イの規定の期間内に契約不適合を発見した旨を通知したときは、当該通知から1年以内に請求を行うことで当該期間内に請求したものとみなす 。 エ 契約不適合が受注者の故意又は重大な過失によるときは、上記アからウの期間制限は適用せず、民法の定めるところによる 。	(第52条)
⑥ その他	約款に合わせた文言等所要の整理	

4 施行時期

令和2年4月1日以降に締結される契約について適用する。